

報酬等及び給与等の支給の基準の変更について

区分	議決	対象範囲	役員(常勤)及び職員
----	----	------	------------

エグゼクティブサマリー

平成30年8月10日付人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、下記のとおり「職員給与規程」及び「継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程」を改正するため、議決をお願いするもの。

1. 職員本俸の引き上げ
 - 職員給与規程及び継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程に規定する職員本俸表について、平均0.2%引き上げる。
2. 賞与の引き上げ
 - 役員の賞与の支給月数を年間で0.05月分引き上げる。
 - 職員の賞与の支給月数を年間で0.05月分引き上げる。

バックグラウンド

【平成30年人事院勧告の内容】

- 行政職俸給表(一)の本俸表の改定(平均改定率0.2%)
指定職俸給表は改定なし
- 賞与について、指定職俸給表適用職員及び行政職俸給表(一)適用職員は0.05月分引き上げ
- 実施時期は、月例給については平成30年4月1日、賞与については法律の公布日(平成30年11月30日)

予算への影響

本俸及び賞与の引き上げに伴う影響額(満年度ベース)は、400万円程度が見込まれる。

その他

改正する規程については、平成30年12月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。